

# 上愛子小学校

## 【いじめ防止基本方針の概要】



# はじめに

◆いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

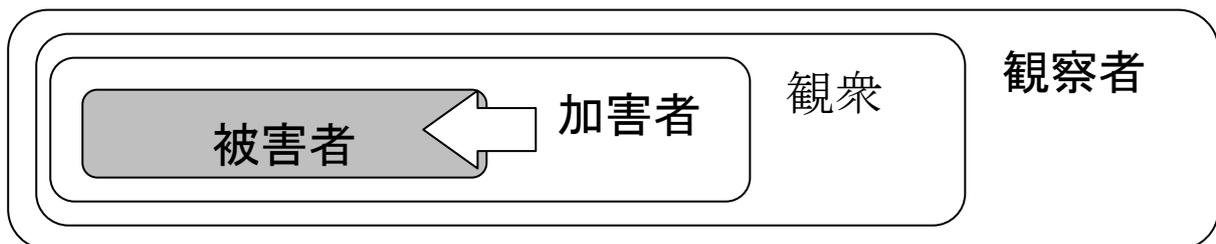
仙台市立上愛子小学校（以下「本校」という）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などに当たってきたところである。

このたび、『いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号：以下「法」という）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、『仙台市いじめ防止基本方針』（以下「市基本方針」という）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「**仙台市立上愛子小学校いじめ防止基本方針**」をここに策定する。

## 基本的な考え方

本校においては、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校」づくりを進めながら、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

『めざそう！ 笑顔いっぱい やさしさいっぱい 上愛子小！』



### (1) いじめの防止～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識付けが何よりも重要であり、児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。特に、東日本大震災による被災地である本市においては、復興の未来を担う児童生徒が、命の尊さを学び、自らの存在価値を認めながら、人を思いやる心や他者と協力する態度を育成することなどが強く求められるところである。

さらに、いじめの背景には様々な要因が考えられるが、中でもストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取組を推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として進めることが大切である。

#### 【いじめ防止に向けた教職員の共通方向】

- ◇ いじめを許さない児童を育てる教育活動
- ◇ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
- ◇ 教育相談体制の充実
- ◇ 教師の人権意識の向上
- ◇ 積極的な研修

### (2) いじめの早期発見～「いじめは早期発見・早期対応が重要」

「いじめは早期発見、早期対応が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、市教育委員会作成の教員向けのハンドブックや校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、更には、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

### 【いじめ対処に関する留意事項】

- ◇ いじめられた児童に対して
  - ・必ず守り通すという姿勢を明確に
  - ・児童の心の安定を図りながら対応することが基本
- ◇ いじめた児童に対して
  - ・いじめられた児童の苦痛を理解させる
  - ・いじめが人間として行ってはいけない行為であることを自覚させる指導

#### （４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努める必要がある。

本市においては、現在、児童生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めているところである。この理念の下、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である。

#### （５）関係機関との連携

学校や市教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、児童生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関などとの適切な連携が有効であり、日頃から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく必要がある。

特に本校においては、広瀬中学校区青少年地域ぐるみ連絡協議会・広陵中学校区地域ぐるみ育成会、熊ヶ根駐在所・宮城西市民センターなどとの協力・連絡体制をとって取組を進めていく。

#### 【キーワード】

- しない・させない・許さない
- 早期発見・早期対応
- 地域とともに歩む学校

（学校，家庭，地域，関係機関との連携）